

# 甲賀市男女共同参画の推進に関する条例（案）

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第22条）

第3章 甲賀市男女共同参画審議会（第23条）

第4章 雜則（第24条）

### 付則

第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は、性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

#### （基本理念）

第3条 男女共同参画及び女性の活躍は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取

扱いを受けないこと、男女が個人として個性および能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択を阻害することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、すべての団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすること。
- (5) 男女が互いの性について理解を深め、妊娠または出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されることおよび生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際的協調の下に行われること。
- (7) 男女の社会における活動の不均等を是正し、職場、地域その他のあらゆる分野において女性の活躍を推進すること。

#### (市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、および実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国又は県他の地方公共団と連携・協力を図るよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

- 第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、女性の活躍を推進し、男女が事業活動に対等に参画する機会を確保するとともに、男女が職業生活および子育て、介護などの家庭生活を両立できるよ

う、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組むなど、職場の環境づくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの行為を行ってはならない。

(市民に広く表示する情報に関する配慮)

第8条 市、市民、事業者は、市民に広く表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどを助長し、または連想させる表現および過度の性的な表現を用いないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画の策定又は見直し並びに変更をするに当たっては、あらかじめ第25条第1項で定める甲賀市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等の促進)

第11条 市は、市民および事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、市広報紙又は市ホームページ並びにフェイスブック等により広報活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第12条 市は、市民、事業者またはこれらの者の組織する団体が行う男女共同参

画の推進に関する活動に対して、情報の提供、人材の育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(相談への対応)

第 13 条 市は、性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることについて、市民等からの相談に応じるとともに、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

(苦情の処理)

第 14 条 市は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申し出を受けた場合は、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、第 24 条 1 項で定める甲賀市男女共同参画審議会の意見を聞くことができるものとする。

(積極的改善措置)

第 15 条 市はあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 附属機関の委員の任命及び委嘱の場合に当たり男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 市は、基本的施策を実施するに当たり、男女共同参画の不均衡を是正し、女性の社会における活躍を推進するため、次に掲げる積極的改善措置を講じるよう努める。

- (1) 職業生活と家庭生活との円滑な両立が可能となるよう、保育等の環境整備を図ること。
- (2) 女性の職業生活における活躍を推進するため、事業者等に対し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、積極的に女性職員の登用及び育成を図ること。
- (4) 男女がともにまちづくりに参画できるように、地域コミュニティにおける意思決定等の場への女性の参画の推進を図ること。
- (5) 女性が主体となった市民活動の促進を図ること。
- (6) その他女性の活躍を推進するための積極的改善措置を図ること。

(地域コミュニティ等における男女共同参画の推進)

第 16 条 区・自治会又は自治振興会などの地域コミュニティの団体は、その活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、前項の団体における男女共同参画の推進を図るため、情報提供その他必要な支援に努めるものとする。

(就業環境における男女共同参画の推進)

第 17 条 事業者は、就業環境における次に掲げる取り組みの推進に努めます。

(1) 男女が個人として能力を発揮する機会の確保

(2) 男女が職場における活動と家庭生活における活動との両立を図るための支援

(3) セクシュアル・ハラスメントの防止

2 市は、事業者の前項各号に掲げる取組を推進するため、積極的に情報提供その他の必要な支援を行う。

3 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めたときは、事業者に対し、第 1 項の取組の状況について報告を求めることができる。

(教育、保育および学習の推進)

第 18 条 社会のあらゆる分野で、教育および保育に携わる立場にある人は、男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を十分認識し、基本理念に基いた教育または保育に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画についての理解を深め、性別による固定的な役割分担などにとらわれない多様な選択を可能にするための教育、保育を推進する。

(家庭生活および職業生活などの両立支援)

第 19 条 市は、男女がともに子育て、介護その他の家庭生活における活動及び地域コミュニティ、職場その他の社会のあらゆる分野における活動との両立することができるよう、環境整備など必要な支援を行うものとする。

(ドメスティック・バイオレンスなどの被害者などへの支援)

第 20 条 市は、第 7 条に掲げる行為の被害者などに対し、関係機関などと連携を図り、必要な支援を行うものとする。

(推進の体制)

第 21 条 市は、市民、事業者、各種団体および教育にかかわる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、男女共同参画を実施し、市民および事業者による男女共同参画の取組を支援するための拠点を整備するように努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 22 条 市長は、毎年、推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画審議会)

第 23 条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策および重要事項を調査審議するため、甲賀市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 市民及び事業者から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項
- 3 審議会は、この条例の規定に基く事項のほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員 15 人以内で組織し、市長が委嘱する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。
- 5 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び市民から公募した者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることを妨げない。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各号項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成30年 月 日から施行する。

